

京田辺市監査公表第2号

定期監査等の結果に関する公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和元年度定期監査等を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

令和元年11月29日

京田辺市監査委員 稲川俊明

京田辺市監査委員 岡嶋一晃

定期監査等の結果に関する報告について

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

上下水道部

2 監査の実施期間

令和元年9月10日から令和元年11月26日まで

3 監査の方法

今回の監査は、平成29年度及び平成30年度の財務に関する事務の執行について、その事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、重点確認項目として定めた項目が適切に行われているかを点検した。

また、地方自治法第199条第2項の規定による、いわゆる行政監査の視点からも監査を行った。

監査の実施については、あらかじめ対象部局に係る資料の提出を求め書類調査を行った後、所属別にヒアリングを実施し、重点確認項目等について関係職員から説明を聴取した。

4 重点確認項目

- (1) 人事異動等の事務引継ぎが十分に行われているか。
- (2) 根拠法令等に基づいて事務が執行されているか。
- (3) 意思決定のプロセスは適切か。
- (4) 出張報告書が適切に作成されているか。
- (5) 文書管理事務が適切な時期に行われているか。
- (6) 支払期日から遅れて支出しているものはないか。
- (7) 郵便物を発送する際の誤発送の防止対策は行われているか。
- (8) 個人情報を含む申請書等の管理体制は適正になされているか。
- (9) 公用車管理が適正に行われているか。

- (10) 入札・契約事務に関し、業者選定、入札手順、結果公表等が適正に行われているか。
- (11) 滞納整理に関し、債権管理台帳の整備、停水処分等が適正に行われているか。
- (12) 水質管理に関し、水処理の工程、手順、日常の管理・公表等が適正に行われているか。

第2 監査の結果

1 総括的事項

財務に関する事務の執行については、法令等に基づいて、概ね適正に事務処理が行われていた。

また、上記の重点確認項目については、下記指摘事項を除き、概ね適正に処理されていた。

なお、毎年度実施する事務であっても、その都度、根拠となる規定等を確認し、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

2 各所属別の指摘事項等

(1) 経営管理室

重要な意思決定に係る会議の記録が作成されていない事案があった。今後は、必ず作成されたい。

水道料金の不納欠損処理の取り扱いについて適正に処理されたい。

(2) 上水道課

特に指摘すべき事項等はない。

(3) 下水道課

特に指摘すべき事項等はない。